

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金【申請受付要項】

【受付期間】

令和2年4月23日（木曜日）から同年5月20日（水曜日）まで

【受付方法】

1 申請書類の提出

① 郵送の場合

申請書類を次の宛先に郵送することで提出することができます。

簡易書留など郵便物の追跡ができる方法でお願いします。

※5月20日（水曜日）の消印有効です。

＜宛先＞〒500-8570 岐阜県庁 新型コロナ拡大防止協力金受付係 宛

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※送料は申請者側でご負担をお願いします。

② オンライン提出の場合

4月30日（木曜日）から運用開始

詳細は、後日岐阜県庁のウェブサイトでご案内いたします。

（5月20日（水曜日）23時59分までに送信を完了してください。）

※持参による申請は受付しておりません。

2 申請に必要な書類の入手方法

次の方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

- ・岐阜県庁のウェブサイトからダウンロード
- ・県事務所の振興防災課又は産業労働課（総合庁舎内）
- ・各市町村役場の所定の窓口（別表3）

【お問合せ先】

ご不明な点は下記のお問合せ先で対応させていただきます。

新型コロナウイルス感染症に関する「協力金」の専用相談窓口（コールセンター）

電話番号：058-278-2551

受付時間：8時30分～17時15分（土、日、祝日も開設しています。）